

(公印省略)
産第30265-726号
令和4年3月16日

関係団体 各位

群馬県産業経済部長 鬼形 尚道
(産 業 政 策 課)

本県のまん延防止等重点措置について (通知)

日頃より本県産業振興施策の推進及び新型コロナウイルス感染症対策に御理解と御協力を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、本県では、3月21日までの間、国の基本的対処方針に基づく「まん延防止等重点措置」に伴う要請を行っています。

現状としては、1月21日の「まん延防止等重点措置」の適用から、約2か月が経過し、県内全域の1日あたりの新規感染者数や病床使用率はやや落ち着いてきてはいるものの、依然として油断ができない状況です。

しかしながら、今後は、感染を抑えながら経済活動を再開するべく、県として、本日、適用期限での「まん延防止等重点措置」の解除を国へ要請しました。

最終的には、国の判断による決定を待つこととなりますが、本内容について貴下会員へ周知いただき、引き続き県からの要請にご協力くださいますようお願いいたします。

なお、3月7日から3月21日までの間の協力金については、以下のとおり申請を受け付ける予定です。

(参考1) 群馬県まん延防止等重点措置 (3月7日 (月) 以降の措置)

https://www.pref.gunma.jp/05/am49_00081.html

(参考2) 営業時間短縮要請協力金について (第7弾) (令和4年3月7日~3月21日)

https://www.pref.gunma.jp/07/ct01_00046.html

申請要領配布：3月25日 (金)

申 請 受 付：3月28日 (月) (オンライン申請は午後1時から)



【問い合わせ先】

(要請内容に関すること)

- ・協力要請コールセンター (総務部危機管理課内)

TEL 027-226-2420

(平日・午前8時30分から午後5時15分まで)

(協力金に関すること)

- ・感染症対策営業時間短縮要請協力金コールセンター

TEL 0120-922-417

(土日・祝日を含む・午前9時から午後5時まで)